

平成29年6月8日

物品等競争入札参加資格者 各位

福井市財政部契約課長
福井市企業局経営管理課長
(公印省略)

物品の購入及び借入れ等に係る電子入札対象案件の拡充について（お知らせ）

本市では、物品の購入及び借入れ等に係る入札について、平成27年10月から一部の案件で電子入札を導入しておりますが、本年10月から対象をすべての案件に拡充します。

つきましては、下記の概要や留意点等を十分にご確認いただき、入札時の手続き等にお間違いのようお願いします。

また、これにあたり、入札参加資格者（本市の物品等競争入札参加資格者名簿に登録された事業者）向けに説明会を行いますので、参加を希望される方は事前に申込みいただきますよう併せてお願いします。

記

1 電子入札の概要

入札案件の公告・指名通知から参加申請、参加確認通知、応札、開札までを電子入札システムを使用して行います（福井県物品調達電子入札システムの共同利用）。

ただし、上記システムを利用して入札に参加する場合には、事前の利用申込み及び電子入札システムの利用者登録が必要です。

なお、電子入札案件であっても紙による参加、応札を認めます。

2 対象案件

すべての入札案件

※教育総務課（教育委員会事務局）主管分を除きます。

3 開始時期

平成29年10月2日公告分以降

4 説明会の概要

- (1) 日 時 平成29年7月26日（水） 午後2時から1時間30分程度
- (2) 会 場 福井市役所企業局庁舎5階大ホール
- (3) 対 象 者 福井市物品等競争入札参加資格者のうち希望する方
- (4) 参加方法等 下記の問合せ先へ電話で申込み

5 留意点

- (1) 今回の変更は、従来紙で行っていた入札の各種手続きを電子化するものであり、入札条件を緩和（市外業者の指名）したり、随意契約（見積合わせ）も含めて電子化したりするものではありません。
- (2) 紙による入札も認めますが、従来の紙入札案件とは手続きの流れが変わりますので、別紙の資料を必ずご確認ください。
- (3) 電子入札システムの操作方法は、原則として福井県と同じです。入札参加資格者名簿に登録されている代表者が同じであれば、福井県の入札で使用しているICカード（代表者名義に限る。）を使用できます。

【問合せ先】福井市財政部契約課 物品契約係 TEL 0776-20-5277